

平成 30 年 9 月 27 日

各 位

豊橋信用金庫
豊川信用金庫
蒲郡信用金庫
愛知県信用保証協会
信金キャピタル株式会社

東三河 3 信金（豊橋・豊川・蒲郡）、愛知県信用保証協会、信金キャピタル株式会社による
地方創生及び地域経済活性化等に向けた連携について

東三河地域に本店を有する 3 信用金庫（豊橋信用金庫、豊川信用金庫、蒲郡信用金庫）、愛知県信用保証協会及び信金キャピタル株式会社は、地域の中小企業へのファイナンスを一層強化するため、今般、共同でのファンド設立及び 3 信金共通のローンと保証制度の創設等を通して、地方創生及び地域経済活性化等に向けて連携していくことに合意し、本日、「覚書」に調印いたしました。

企業のライフステージに合わせ、資本金と長期融資による 3 金庫共通の資金供給スキームをご用意し、3 信金がか力を合わせて、地域の中小企業の皆さまの成長・発展のお役に立つことを目的としております。

私どもは、今後も地元企業の皆さまのため、様々な金融サービスの提供に努め、地方創生と地域経済活性化に取り組んで参ります。

記

1. 連携の目的及び覚書の概要

本連携では、3 信金がスクラムを組み、今後の成長が見込まれる中小企業に対しては共同ファンドから資本金を供給し、また、現状では厳しい経営状況であっても経営改善に積極的な中小企業に対しては共通のローン・保証制度による長期融資（期日一括返済や協調融資も可能）を行うことにより、企業のライフサイクルに合わせたファイナンスを実施するとともに各種経営支援活動を行い、今後の地域経済の持続的な成長・発展に寄与することを目的としています。

覚書では、以上の目的を達成するため、各機関が相互に緊密な連携・協力を行っていくことを定めています。

2. 愛知県信用保証協会及び信金キャピタルによる支援

共同ファンドの設立に関しては、3 信金に加えて愛知県信用保証協会も出資し（信用保証協会による再生ファンド以外のファンドへの出資は全国で3 例目）、ファンドの運営は信金中央金庫（信用金庫業界の中央組織）の子会社である信金キャピタル株式会社が行います。また今回の地域連携の取組みに対し、愛知県信用保証協会は、専用の信用保証制度も創設して、地域経済活性化を支援します。

3. 共同ファンド、共通ローン・保証制度の概要について

別添資料をご参照下さい。

4. ファンドの投資先選定等に係る地方公共団体・支援機関等との連携について

ファンドの投資先選定及び投資先のサポートにあたっては、地域における有望企業・成長企業を育成する観点で、地元の地方公共団体、商工会議所・商工会、大学等のご協力もいただきながら実施していく予定です。

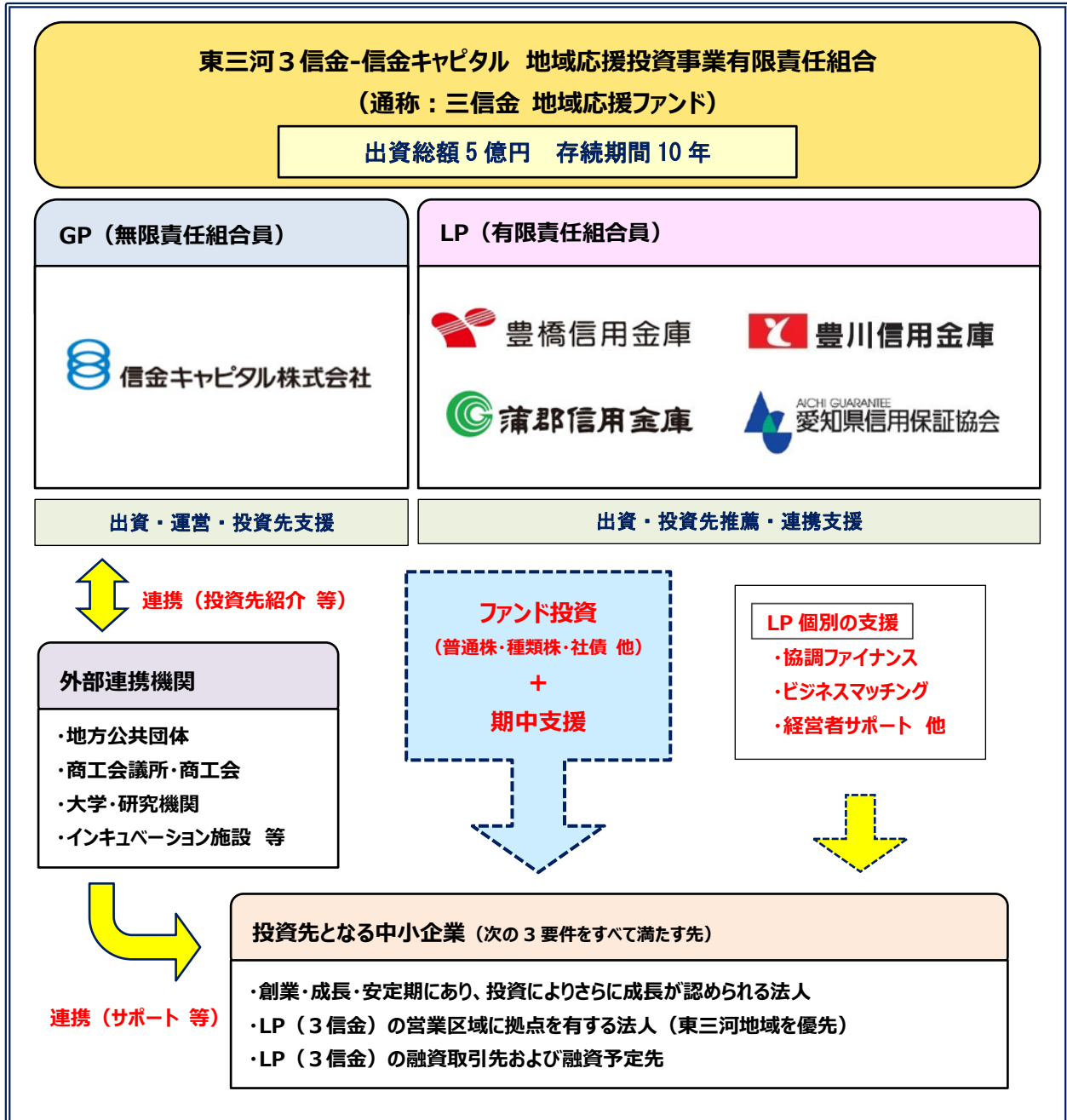


以上

【本件に関するお問い合わせ先】

豊橋信用金庫 融資部	電話番号	0532-57-7102
豊川信用金庫 営業統括部	電話番号	0533-89-2679
蒲郡信用金庫 審査部	電話番号	0533-69-6220
愛知県信用保証協会 企画部	電話番号	052-454-0550
信金キャピタル株式会社	電話番号	03-6228-7824

三信金 地域応援ファンド スキーム図



外部連携機関

地方公共団体	愛知県, 豊橋市, 豊川市, 蒲都市, 田原市, 新城市
商工会議所・商工会	豊橋商工会議所, 豊川商工会議所, 蒲郡商工会議所, 音羽商工会, 一宮商工会, 小坂井商工会, 御津町商工会, 田原市商工会, 渥美商工会, 新城市商工会, 設楽町商工会, 東栄町商工会, 津具商工会, 豊根村商工会
大学・研究機関	豊橋技術科学大学, 愛知工科大学, 静岡大学
その他	株式会社サイエンス・クリエイト (豊橋サイエンスコア 内)

◆東三河3信金-信金キャピタル地域応援投資事業有限責任組合（三信金 地域応援ファンド）の概要

- ・本ファンドは東三河地域に本店を置く3つの信用金庫（豊橋・豊川・蒲郡）および愛知県信用保証協会が連携し、地元企業の育成・成長支援を目的として組成するファンドです。[運営開始：平成30年10月]
- ・信用金庫の中央組織である信金中央金庫の関連会社、信金キャピタル（株）を無限責任組合員として運営委託します。信金キャピタル（株）は育成・成長支援を目的とするファンドの多数の運営実績を持っています。
- ・企業の成長資金を供給するファンドであるため、資金使途は前向きな設備資金、運転資金等に限定し、ファンドが対象企業の成長性を評価させていただきます。また、投資後は成長に向けたサポートを実施いたします。

■ファンドの組成内容

名称	東三河3信金-信金キャピタル 地域応援投資事業有限責任組合 (通称：三信金 地域応援ファンド)		
運営者 (GP)	信金キャピタル株式会社		
組成額	5億円		
運営開始	平成30年10月	運営期間	10年
出資者 (LP)	・豊橋信用金庫 ・豊川信用金庫 ・蒲郡信用金庫 ・愛知県信用保証協会 ・信金キャピタル株式会社		
投資形態	普通株・種類株・社債 他（貸付は行わない）		
投資対象先	3信金からの推薦により投資候補先を発掘する（下記の3要件をすべて満たす先） ・創業・成長・安定期にあり、投資によりさらに成長が認められる法人 ・LP（3信金）の営業区域に拠点を有する法人（東三河地域を優先） ・LP（3信金）の融資取引先および融資予定先		
投資決定方法	投資委員会（3信金参加）において投資・回収等の可否を決定		
投資後の支援	・ファンドによる経営戦略、財務戦略、人材組織戦略の指導 ・ファンドのネットワークによる販売、技術を含む業務提携のサポート等		

■ファンド投資先の想定企業（例）

- ・地元経済を支えるコネクターループ企業（地域内仕入れ、地域外販売の中核企業）
- ・創業後1年程度経過し、成長ステージへのシフトが確認できる企業 [創業・成長期]
- ・既存企業の事業部門の分社化および新事業への進出 [成長・安定期]
- ・株式上場（IPO）を目指す企業 [成長・安定期]
- ・産学官連携等での新技術の開発を目指すベンチャー企業 [創業・成長期]
- ・地域資源の取り扱い企業（販路拡大に向けた新たな取り組み等）

【お問い合わせ先】

豊橋信用金庫	融資部	電話：0532-57-7102
豊川信用金庫	営業統括部	電話：0533-89-2679
蒲郡信用金庫	審査部	電話：0533-69-6352

「東三河3信金 地域応援ローン及び地域応援保証制度」の概要

東三河に本店を構える3信金(豊橋信金、豊川信金、蒲郡信金)は、地域に根ざし地域経済を支える中小企業者を応援するため、“共通の融資商品”として「東三河3信金地域応援ローン」を創設します。

また、愛知県信用保証協会とも連携して、保証付き融資を含めた「東三河3信金地域応援保証制度」を創設します。

本商品(本保証)は、十分なキャッシュフローはないが、真摯に経営改善に取り組む中小企業者(法人)に対し、企業が有する事業性・将来性・成長性を適切に評価し、ライフステージに応じた返済方法及び貸付金利を選択しながら資金を供給しつつ、定期的なモニタリングを実施することにより、資金面のみに限らず企業の経営改善に向けて寄り添った支援を行うことを目的としています。

この3信金が共通した商品を創設することは初めてであり、愛知県信用保証協会も加わることで、幅広い中小企業者の経営支援を実現していきます。

《商品概要》

商品名	東三河3信金地域応援ローン
融資対象	以下の要件に適合する法人(個人事業主は対象外) 1. 信用金庫が定めた対象業種 2. 経営改善に積極的であり、信用金庫との協調体制が確認できる先 3. 税金の滞納がない先
融資形態(返済期間)	証書貸付(15年以内)
融資限度額	5,000万円(1金庫あたり)
返済方法	期日一括返済(分割返済も可)
適用金利	業績連動型変動金利(業績悪化時は低金利) ※ 当初は直近決算期の使用総資本減価償却前経常利益率に基づき決定し、以降は決算毎の同利益率に連動します(新規創業先は金融機関の所定金利)。
担保	原則不要です。
連帯保証人	経営者保証に関するガイドラインに基づく対応とします。
融資条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱信用金庫が認める改善計画(実抜・合実計画)を作成すること。 ・四半期ごとに取扱信用金庫に対し業況報告を行うこと。 ・個社別に財務制限条項(コベナンツ)を設定します。 ・繰上返済する場合は、所定の手数料が必要となります。

《特徴》

- ・経営改善中および業績悪化時には低金利で支援し、業況改善時には適正な金利で支援を継続します。
- ・事業計画に基づき、キャッシュフローに合わせた返済額とすることや、期日一括返済も可能です。
- ・1信用金庫単独での取扱いも可能ですが、3信用金庫での連携も想定しています。
- ・愛知県信用保証協会の保証制度「東三河3信金地域応援保証」との協調融資も可能です。

《保証制度概要》

保証制度名	東三河3信金地域応援保証制度(略称:三信金地域応援)										
対象者	協会の保証対象資格要件を具備し、金融機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う法人										
保証限度額	2億5,000万円(1金庫あたり約8,300万円)										
保証期間	10年以内										
貸付利率	金融機関所定利率										
返済方法	一括又は分割返済										
担保	原則不要です。										
連帯保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。										
保証料率	料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
<ul style="list-style-type: none"> ・担保の提供がある場合は上記保証料率から0.10%割り引きます。 ・会計参与を設置している会社は上記保証料率から0.10%割り引きます。 											
その他	本保証と同時に、保証付融資の6割以上の金額で、本保証と同条件(金利を除く。)のプロパー融資を実行する必要があります。										